

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）

（傍線の部分は改正部分を示す）

改正案	現行
<p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通等に関する措置を講ずることに より、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（林業経営改善計画）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項から</p>	<p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることに より、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（林業経営改善計画）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項、第</p>

第四項まで、第六条第一項第一号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

4 (略)

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第五条 (略)

2 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者(森林法第十八条の二第三項の認定を受けた者に限る。)に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの(森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画(政令で定めるものを除く。次条第一項第一号において同じ。))に従つて施業を行うのに必要なものに限る。(の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

3 (略)

4 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置(生産方式の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。)を実施するのに必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付け

二項若しくは第三項、第六条第一項第一号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

4 (略)

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第五条 (略)

2 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者(森林法第十八条の二第三項の認定を受けた者に限る。)に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの(森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画(政令で定めるものを除く。))に従つて施業を行うのに必要なものに限る。(の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

3 (略)

の業務を行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定めるものとする。

6 農林漁業金融公庫が行う第一項から第四項までに規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは、「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は暫定措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは、「第十八条の三まで及び暫定措置法第五条第四項」とする。

（農林漁業信用基金の特例等）

第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林

4 農林漁業金融公庫が行う前三項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条及び第三十条第一項の規定の適用については、同号中「又はこの法律」とあるのは、「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び同項中「この法律」とあるのは、「この法律又は暫定措置法」とする。

（農林漁業信用基金の特例等）

第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

水産省令で定める要件に該当するものに限り、()を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

二丁四 (略)

2・3 (略)

第七条 (略)

2～6 (略)

7 この法律の規定により信用基金の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条第六項	第三十一条各号に掲げる業務	第三十一条各号に掲げる業務並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)(第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。))及び同項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。))

二丁四 (略)

2・3 (略)

第七条 (略)

2～6 (略)

7 この法律の規定により信用基金の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条第六項	第三十一条各号に掲げる業務	第三十一条各号に掲げる業務並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)(第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。))及び同項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。))

(森林所有権の移転等のあつせん)

第十条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者から森林所有権の移転等（森林（森林とする土地を含む。）についての所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は森林施業の委託をいう。以下この条において同じ。）のあつせんを受けたい旨の申出又は森林所有者から当該認定を受けた者に対する森林所有権の移転等のあつせんを受けたい旨の申出があつた場合において、当該認定を受けた者に対して森林所有権の移転等が行われることが、当該認定に係る林業経営改善計画の達成に資するものであり、かつ、林地保有又は森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであると認めるときは、当該認定を受けた者及び森林所有者に対し、森林所有権の移転等のあつせんを行うことができる。

(森林組合の事業の利用の特例)

第十一条 前条のあつせんに係る第三条第一項の認定を受けた者が森林組合である場合には、当該森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第八項ただし書及び第九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、前条のあつせんを受けた森林所有者に、同法第九条第一項第二号に掲げる事業を利用させることができる。

(課税の特例)

(課税の特例)

第十二条 (略)

第十条 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1～26（略）</p> <p>27 公庫は、当分の間、第十八条第一項の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）<u>第六条第二項の協定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。</u></p> <p>28（略）</p> <p>29 公庫は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、農林漁業信用基金から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法<u>第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。</u></p> <p>30（略）</p>	<p>附則</p> <p>1～26（略）</p> <p>27 公庫は、当分の間、第十八条第一項の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）<u>第六条第二項の協定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。</u></p> <p>28（略）</p> <p>29 公庫は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、農林漁業信用基金から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第<u>六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。</u></p> <p>30（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、<u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）</u>、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、<u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）</u>、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第五条の五 公庫は、当分の間、第十九条第一項第四号の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第二項の規定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 公庫は、当分の間、第二十六条第六項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、<u>農林漁業信用基金から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法</u>第六条第二項の規定に係る寄託金の受入れをすることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>第五条の五 公庫は、当分の間、第十九条第一項第四号の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第二項の規定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 公庫は、当分の間、第二十六条第六項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、<u>農林漁業信用基金から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法</u>第六条第二項の規定に係る寄託金の受入れをすることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（信用基金の業務の特例等）</p> <p>第二条 信用基金は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、<u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法</u>で定める。</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第四十九条第一項中「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」とあるのは、「<u>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法</u>（昭和五十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項第一号及び第二号の業務</u>（これらに附帯する業務を含む。以下「<u>林業等資金暫定業務</u>」という。）に関する事項、これらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）並びに<u>林業等資金暫定業務</u>に係る資本金の増加に関する事項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（信用基金の業務の特例等）</p> <p>第二条 信用基金は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、<u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法</u>で定める。</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第四十九条第一項中「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」とあるのは、「<u>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法</u>（昭和五十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項第一号及び第二号の業務</u>（これらに附帯する業務を含む。以下「<u>林業等資金暫定業務</u>」という。）に関する事項、これらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）並びに<u>林業等資金暫定業務</u>に係る資本金の増加に関する事項」とする。</p>